

特定子ども・子育て支援施設等の 指導監査について

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(1) 都道府県と市町村の役割について

法第7条第10項各号に定める子ども・子育て支援施設等は、

施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法に基づき、都道府県に認可や認定の申請又は届出を行う。

そのため、都道府県は

認可・認定、届出を受理した施設等に対して、学校教育法や指導監督基準等に基づき、指導監督や立入調査等を実施
基準遵守の観点から各法令・通知等に基づき指導監督・立入調査・報告徴収・検査等を実施（これまでと同様の役割）

子ども・子育て支援の提供にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、確認を受ける。

市町村は

確認した施設・事業に対して、設置に関する基準(法第58条の4第1項)と運営に関する基準(第2項)について指導し監査を実施
ただし、設置に関する基準については、都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う。
指導...法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づく
監査...法第58条の8第1項に基づく

子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)

都道府県 上段：認可・認定、届出の受理 下段：指導監督や立入調査等の基準

市町村 上段：設置に関する基準（法第58条の4第1項） 下段：運営に関する基準（法第58条の4第2項）

幼稚園・特別支援学校	認可：学校教育法第4条第1項 基準：学校教育法第3条	設置基準：学校教育法第3条 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認可外保育施設	届出：児童福祉法第59条の2第1項 基準：認可外保育施設指導監督基準	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条 (認可外保育施設指導監督基準に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
認定こども園で実施する 預かり保育事業	認可：認定こども園法第17条第1項 認定：同法第3条第1項若しくは第3項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 (児童福祉法施行規則第36条の35第1項に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
幼稚園又は特別支援学校で 実施する預かり保育事業	認可：学校教育法第4条第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
一時預かり事業	届出：児童福祉法第34条の12第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項	設置基準：児童福祉法施行規則第36条の35第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
病児保育事業	届出：児童福祉法第34条の18第1項 基準：病児保育事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 (病児保育事業実施要綱に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条
子育て援助活動支援事業	届出：社会福祉法第69条第1項 基準：子育て援助活動支援事業実施要綱	設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の4 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(2) 都道府県と市町村の連携について

同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努められたい。

適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努められたい。

(3) 市町村の指導監査について

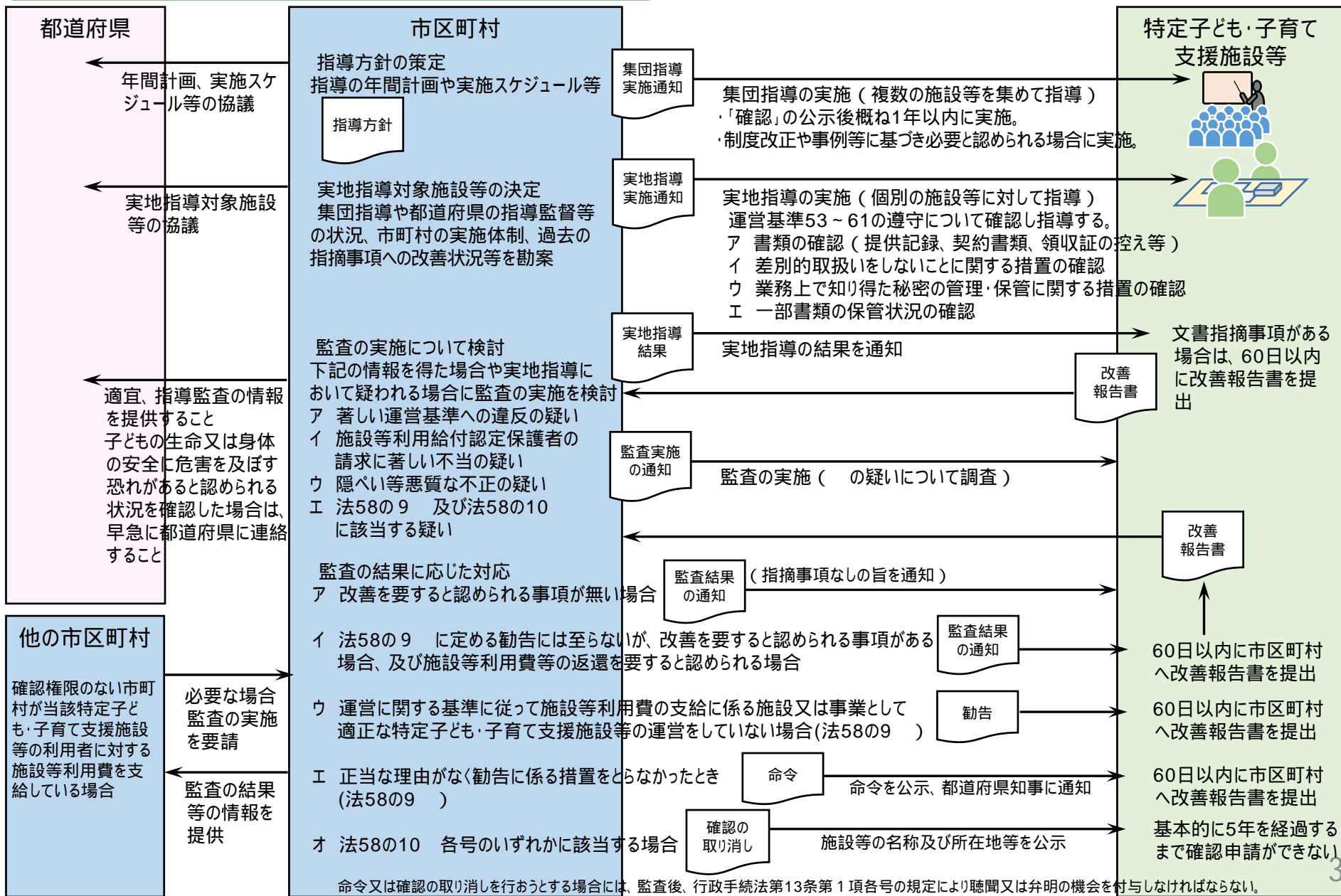
	目的	法令の根拠	市町村が実施すること	指 針
指導	特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。	法第30条の3において準用する 法第14条第1項	特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	特定子ども・子育て支援施設等指導指針
監査	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条～第61条	法第58条の8第1項	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。	特定子ども・子育て支援施設等監査指針

市町村の指導監査は、令和2年度から実施することを想定している。

集団指導は、市町村が新年度開始前に、特定子ども・子育て支援施設等に対して、幼児教育・保育の無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施することを想定している。

1. 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(4) 市町村における指導監査の流れ



2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

(1) 指導方針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、計画的な指導を実施すること。

年間計画等の策定・・・特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールの策定
指導結果の通知・・・手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等の明確化と着実な実施（公表含む）

(2) 指導の手法

集団指導と実地指導を行うこと（詳細は次ページを参照）。

(3) 実施体制

①実地指導は、幼児教育・保育の無償化・会計に係る知識と経験を有する者を含めること。

実施指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。

実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。

実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。

新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付についての実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

(4) 監査への変更

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(5) 都道府県への情報提供

市町村は、上記(4)～に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果、改善報告の内容について情報提供を行う（政令指定都市、中核市の場合も含む）こと。

実地指導中に、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。

2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

	集団指導	実地指導
指導の形態	運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施すること。	特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行うこと。
指導等対象の選定	<p>①法第58条の1第1項の確認の公示後、概ね1年以内に実施すること。</p> <p>制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施すること。</p>	<p>①全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行うこと。</p> <p>対象施設等の選定は、集団指導の実施状況や、都道府県等が行う指導監督や立ち入り調査等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案し都道府県と協議すること。</p> <p>運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とすること。</p> <p>その他、特に市町村が実地指導の必要があると認める施設等を対象とすること。</p>
指導等の方法等	<p>実施通知 対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に集団指導の日時、場所、指導内容等を第1号様式にて通知すること。</p> <p>実施方法 特定子ども・子育て支援の提供並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行うこと。欠席した施設等には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとること。</p>	<p>実施通知 対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に集団指導の日時、場所、指導内容等を第2号様式にて通知すること。</p> <p>実地指導の方法 実地指導は、主に次のア～エについて約半日間を目途に実施するものとし実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実施指導結果の講評を行うこと。</p> <p>ア 書類の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ）特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係） ）施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係） ）施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条第1項及び同条第2項関係） ）施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）

2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

	集団指導	実地指導
		<p>）職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）</p> <p>市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。</p> <p>【職員に関する記録の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等・ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類・ 正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類・ 安全衛生管理体制がわかる書類・ 職員の健康診断の実施状況が分かる書類 <p>【設備に関する記録の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類・ 施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類・ 防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類 <p>【会計に関する記録の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているか。・ 各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等）・ 施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿 <p>イ 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条）</p> <p>ウ 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）</p> <p>エ 上記アの ）に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項）</p> <p>結果通知</p> <p>実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して第3号様式により指導内容の通知を行うこと。また、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第4号様式により通知を行うこと。</p> <p>改善報告書の提出</p> <p>第3号様式により通知した文書指摘事項については、第5号様式により通知から60日以内に改善報告を求めること。</p>

2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

第1号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 内 容

第2号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

第3号様式

様

年 月 日

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認指導（実地指導）の結果について

結果の区分	該当の有無	説明
文書 指摘事項	有	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第5号様式にて報告してください。
	無	
口頭 指摘事項	有	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。
	無	

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

2. 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

第4号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

第5号様式

年 月 日

長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等に関する報告書について（提出）

年月日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

2 . 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

別紙 1

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認指導結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

(1) 監査の実施・目的

監査は、次の から までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意すること。

特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合

意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「7 監査への変更」に基づき、監査に移行した場合も含む
監査を実施する目的は、市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることであること。

(2) 監査の方法等

次ページの表のとおり

(3) 他の市町村との情報共有

確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、上記(1)の情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

確認権限のある市町村が、上記 の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

(4) 都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと。
(政令指定都市、中核市の場合も含む)

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説 明
実施通知	<p>監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第1号様式により設置者等に対して通知すること。</p> <p>ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。</p>
結果通知	<p>監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合、及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第2号様式によりその旨の通知を行うこと。</p> <p>なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第3号様式により通知を行うこと。</p>
改善報告書の提出	<p>第2号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第4号様式により改善報告を求めること。</p>
行政上の措置	<p>勧告</p> <p>市町村長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。</p> <p>ア．幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第58条の9第2項及び同条第3項）。</p> <p>イ．法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>ウ．法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合</p> <p>勧告は、原則として第5号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市町村長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。</p>

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の手順	説 明
行政上の措置	<p>命令</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p> <p>命令は、原則として第6号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、市町村長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。</p> <p>確認の取消し等</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。</p> <p>また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。</p>
聴聞等	<p>監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。</p>

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

第1号様式

様

年 月 日

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 実施目的
- 5 指導監査職員の氏名
- 6 その他連絡事項

第2号様式

様

年 月 日

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

該当の有無	結果の区分
有 ・ 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第4号様式にて報告してください。
有 ・ 無	（該当の有無が有の場合） 別紙1のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

別紙 1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第3号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

第4号様式

年 月 日

長

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙1「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙1

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認監査結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

3 . 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

第5号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の9第4項、同条第5項並びに法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第6号様式

年 月 日

様

長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に、第4号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第1項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。